上京区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区(昭和30年9月20日上京区選挙管理委員会告示第16号)の一部を次のとおり改正します。

令和元年11月29日

上京区選挙管理委員会 委員長 山 本 安 一

第2投票区の項中「西東町」の右に「,三番町,三軒町,東町,一番町,二番町,四番町,五番町,六番町,七番町,白竹町,利生町,長門町,稲葉町」を加える。

第3投票区の項中「三番町、三軒町、東町、一番町、二番町、四番町、五番町、六番町、七番町、白竹町、利生町、長門町、稲葉町」を抹消し、「大猪熊町、革堂内町、常盤井殿町、毘沙門町、相生町、青龍町、二神町、一真町、後藤町、上塔之段町、立本寺前町、下塔之段町、幸神町、真如堂前町、三栄町、阿弥陀寺前町、藪之下町、梶井町、十念寺前町、上片原町、真如堂突抜町、毘沙門横町、本満寺前町、表町、大原口突抜町、大原口町、扇町、三芳町、下御輿町、栄町、歓喜寺前町、柳風呂町、中御霊町、松之木町、九軒町、上神輿町、大宮町、北之辺町、鶴山町、不動前町、米屋町、染殿町、新夷町、桜木町、北横町、京都御苑の一部(15番地の区域)」を加える。

第9投票区の項中「皂莢町」を「皀莢町」に改める。

第11投票区の項中「南船橋町」を「南舟橋町」に改める。

第16投票区の項中「竜前町」を「龍前町」に改める。

第19投票区の項を削除する。

(上京区選挙管理委員会事務局)